

電子記録債権を活用したフィンテックサービスへの挑戦

－中小企業の資金繰り改善支援に向けた取組み－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) フィンテック、オンライン、中小企業、電子記録債権 資金繰り

(視 点)

2013年2月から、(一社)全国銀行協会は、電子記録債権取引システム「でんさいネット」を運営している。電子記録債権は、大企業のみならず中小企業・個人事業主においても認知度は高まっているものの、その利用の本格化はこれからといえる。

こうしたなか、本稿では、電子記録債権を活用したフィンテックサービスに挑戦するトランザックス(株)(東京都港区)の取組みを紹介する。

(要 旨)

- (株)全銀電子債権ネットワークが公表する「でんさいネット請求等取扱高(2018年2月分)」によると、発生記録請求にかかる件数および金額ともに、年々増加傾向となっている。直近、2017年度累計は、件数ベースで200万件を超え、金額ベースでは14兆円を超えた。
- 「でんさいネット」はさまざまな課題を抱えており、普及において頭打ち感があるものの、発生記録請求の件数ベースでは、中小企業の占める割合は過半数を超え、金額ベースでは4割を占める。また、中小企業・個人事業主における「でんさいネット」の利用件数・金額も増加傾向である。電子記録債権の普及は、中小企業の資金繰りを支える重要な鍵を握るといえる。電子記録債権を利用する企業が高い利便性を享受するための環境整備には時間を要するものの、中小企業における電子記録債権の普及には、まだまだ伸びしろがあるといえよう。
- 「フィンテック」の分野では、個人向けサービスだけではなく中小企業向けサービスにおいても、財務会計に着目したクラウド会計サービスに加えて、さまざまな切り口から展開するサービスが生まれてくるであろう。地元の中小企業を支える信用金庫にとっては、こうした中小企業向けフィンテックサービスの動向を情報収集しながら、それぞれの経営戦略上、こうしたサービスにどのように向き合っていくのかを具体的に検討していくステップに来ているといえよう。

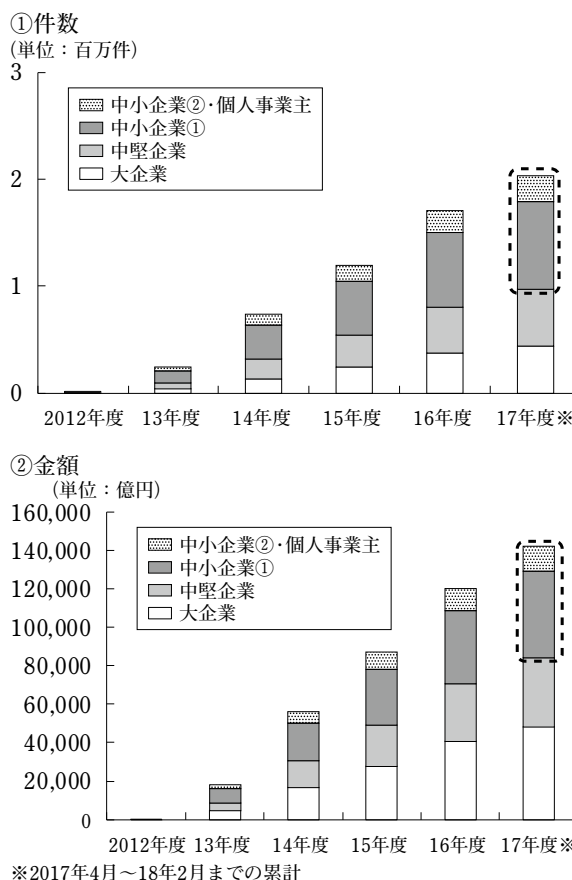
1. でんさいネットの利用状況

手形の代替を前提にインターネットで債権をやりとりする仕組みである電子記録債権取引システム「でんさいネット^(注1)」は、2013年2月から、(一社)全国銀行協会が運営している。

(株)全銀電子債権ネットワークが公表する「でんさいネット請求等取扱高(2018年2月分)」によると(図表1)、発生記録請求^(注2)にかかる件数および金額ともに、年々増加傾向となっている。直近、2017年度累計^(注3)は、件数ベースで200万件を超え、金額ベースでは14兆円を超えた。

しかし、(一社)全国銀行協会が公表する「全国手形交換高・不渡り手形実数・取引停止処分数調」をみると、2017年中の手形の交換高は374兆円に上ることから、「でんさいネット」の利用が本格化するのはいずれかといえよう。(株)東京商工リサーチが公表する「2016年「手形・でんさい」動向調査」でも、「…資金力に乏しい企業ほど金融機関への依存度を高めている。…今でも手形決済が中小企業の資金繰りに重要なことを示している。」とする一方、「…現金決済はペナルティもなく、支払不履行は当事者間での事情にとどまる」ことから、中小企業において手形決済が減少していることも指摘している。また、経営者のPC操作の習熟度を高める等、

図表1 でんさいネット発生記録請求取扱高(件数・金額)の推移



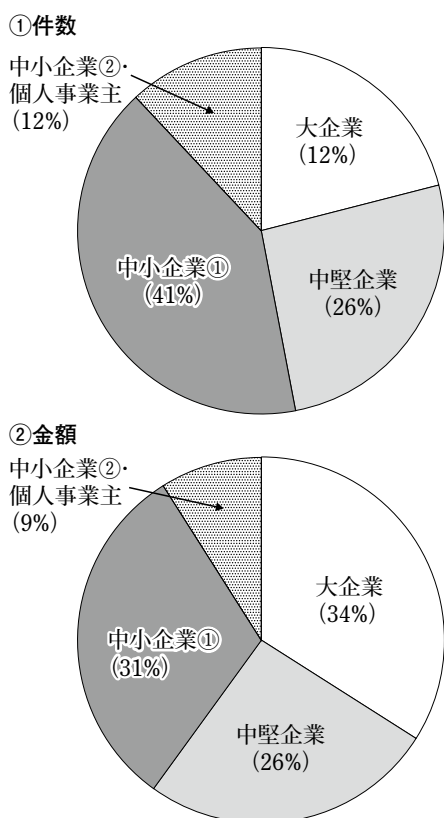
(注)1. 中小企業①は、資本金2千万円以上1億円未満
 2. 中小企業②は、資本金2千万円未満
 (備考) (株)全銀電子債権ネットワーク公表の統計資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

「でんさいネット」の普及に向けた環境整備についても指摘している。

このように、「でんさいネット」はさまざまな課題を抱えており、普及において頭打ち感があるものの、発生記録請求の件数ベースでは、中小企業の占める割合は53%と過半数を超え、金額ベースでは40%を占める(図表2)。図表1のとおり、中小企業・個人

(注)1. でんさいネットのメリットとして、支払い側の企業にとっては手形の印紙代や事務負担を削減できること、受取り側の企業にとってはペーパーレス化で管理費用を削減できること等が挙げられる。金融機関にとっても、手数料収入を確保でき、既存の手形処理に比べて費用も安いというメリットがある。
 2. 「発生」とは「でんさい」を振り出すことで、その「発生」を記録原簿に記録することを「発生記録」という。
 (http://www.minatobk.co.jp/corporate/use/ermc/phraseology.html参照)
 3. 2017年4月～18年2月までの累計

図表2 発生記録請求件数の企業規模別割合



(注) 1. 図表1に同じ
 2. 図表1に同じ
 (備考) 図表1に同じ

事業主における「でんさいネット」の利用件数・金額も増加傾向である。電子記録債権の普及は、中小企業の資金繰りを支える重要な鍵を握るといえる。電子記録債権を利用する企業が高い利便性を享受するための環境整備には時間を要するものの、中小企業における電子記録債権の普及には、まだ伸びしろがあるといえよう。

こうしたなか、本稿では、電子記録債権を活用したフィンテックサービスに挑戦するトランザックス(株)(東京都港区)の取組みを紹介する。

2. トランザックス(株)による電子記録債権を活用したフィンテックサービス

(1) 会社の概要

同社は、2009年7月、「中小零細企業の金融を改革する」を企業理念として設立された(図表3)。同社は、電子記録債権法に基づく厳格な審査を経て、2016年7月、わが国で5社目の記録機関^(注4)として指定された。中小零細企業金融の改革を設立理念とする同社では、2018年7月から、わが国初となる受発注債権担保融資「PO(Purchase Order)ファイナンス」をサービスインさせる。仮に信用保証協会保証を付けずとも、電子記録債権の^{しんぴようせい}信憑性に基づき、受注段階から融資が実行できる。なお、「POファイナンス」は、既に特許ならびに商標登録を受けている。

同社の小倉隆志代表取締役社長は、野村證券(株)にて大型のファイナンス案件を手がけたり、同社の事業再構築をはじめとする経営計画の策定、実行等において、第一線で活躍した。その後、大手システムエンジニアリング会社CSKグループのシンクタンクである(株)CSK-ISの執行役員等を経験するなかで、“電子記録債権をもっとうまく活用できないか”という想いに駆られ、2009年7月、(株)日本電子記録債権研究所を設立して自ら代表取締役となった。小倉社長は、全国各地で電子記録債権をテーマとした講演会等の講

(注) 4. 同社のほか指定を受けている記録機関は、日本電子債権機構(株)(親会社:(株)三菱UFJ銀行)、SMBC電子債権記録(株)(親会社:(株)三井住友銀行)、みずほ電子債権記録(株)(親会社:(株)みずほ銀行)、(株)全銀電子債権ネットワーク(親会社:(一社)全国銀行協会)である。

図表3 同社の概要



同社の概要	
法人名	トランザックス(株)
代表	小倉 隆志
本部所在地	東京都港区虎ノ門
設立	2009年7月
役員数	34名
事業内容	受発注債権担保融資

(備考) 1. 写真は同社の小倉隆志代表取締役社長
2. 写真は同社提供

師を重ねていくなかで、電子記録債権の活用が一部の企業に限られている現状を目の当たりにし、“電子記録債権を活用して、中小企業の資金繰り改善に貢献できないか”という想いにさらに駆られるようになり、2016年7月、

“企業間決済の常識を破ろう”という熱意の下、記録機関としての指定を得るに至った。

(2) 事業の概要 – 受発注債権担保融資「POファイナンス」への挑戦–

2018年7月から具体的に提供する受発注債権担保融資「POファイナンス」は、受発注を電子記録債権化することにより、受注時点において債権担保融資を可能にするわが国初の商流に着目した金融サービスである。手形の代替としての“電子手形”という概念ではなく、あくまで中小企業が円滑に借入をできるようにするための仕組みである。商品理念として、「中小零細企業・個人事業主への成長資金供給」を前面に打ち出しており、そもそも低利・無担保で金融機関から借入することのできている大企業や優良中堅企業等はサービス対象にはしていない。すなわち、「POファイナンス」の主なターゲット層は、成長資金を十二分に受けることのできていない中小零細企業である（図表4）。

図表4 POファイナンスのターゲット層



(備考) 同社提供資料

「POファイナンス」の大きな特長は、とにかく商流を“見える化”することにより、今までのサービスにはなかった受注段階での借入を容易にすることである（図表5）。

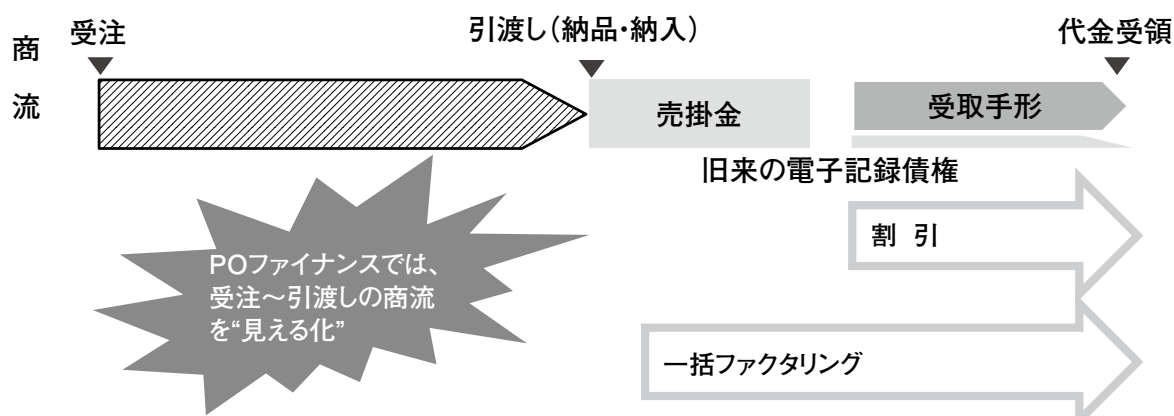
発注企業ならびに受注企業の双方の同意の下、受発注を電子記録債権化することで、中小企業は、発注企業に対して有する当該電子記録債権を担保に、受注段階から借入を受けることが容易となる。これにより、受注時の資金不足や担保不足に悩んでいる中小企業であっても、受注に応じた運転資金の調達に対応できるようになるうえ、発注企業の信用力をバックにし金融機関の審査でも有利に働く。また、支払いスキーム上、資金振分け機能が組み込まれており、融資元利金（融資回収）は貸出先（受注企業）の口座を介せず直接、金融機関に振り込まれる^(注5)。そのため、金融機関にとっても融資回収に困難が生じることはなくなる。さらに、パソコン操作等に苦手意識を持つ中小零細企業向けに、パ

ソコンやインターネットバンキングを利用しなくてもファックス等で利用できるサービスも準備している^(注6)。電子記録債権の内容変更は、発注企業が一方的に変更できない仕組みにしているため、受注企業にとっては、発注企業側からの一方的な代金減額や支払い遅延等も防止できるメリットがある。

利用する金融機関側にとってのメリットも大きい。一般的に、有担保融資では、担保設定約定書のほか不動産鑑定、登記手続、確定日付をはじめさまざまな事務負担があるが、「POファイナンス」では、A4版1枚の簡便な担保差入証のほか承認ボタンのワンクリックだけで担保設定が実行できる（図表6）。しかも、加盟料負担等はなく、本サービス利用登録時1回のみ1,200円でサービスを利用できる。

このように、同社は、“キャッシュフローファイナンス”の分野で新たな風を巻き起こそうと意気込む。

図表5 POファイナンスの特長



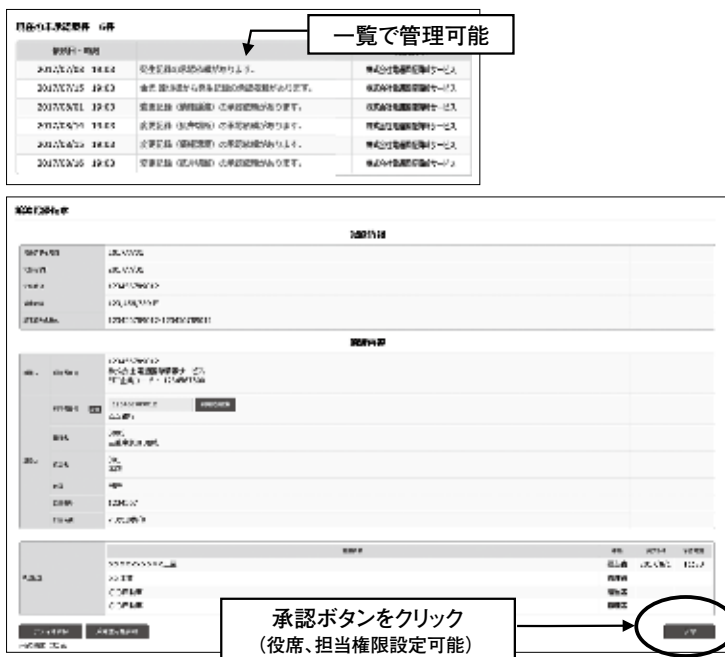
(備考) 同社提供資料を一部加工

(注)5. 金融機関に支払う融資元利金以外は中小企業（受注企業）に信託口座経由で振り込まれる。

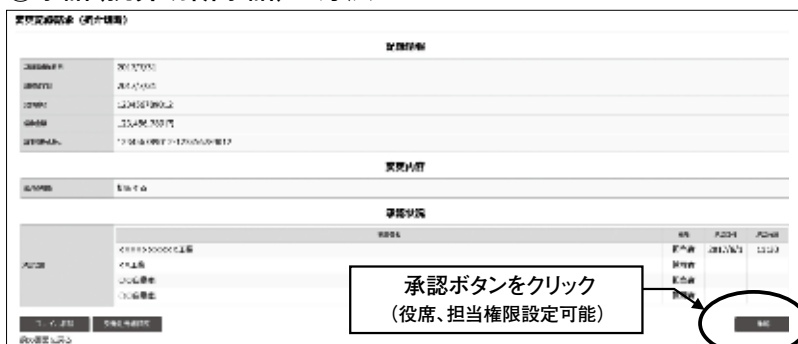
6. 同社の指定した代理人が電話やファックスで中小企業から受けた内容をパソコン操作する有償サービス

図表6 金融機関役職者におけるサービス画面（イメージ）

①期日管理、承諾の方法



②承諾（抗弁切断承諾）の方法



(備考) 同社提供資料より抜粋

(3) 今後の展望

「POファイナンス」のターゲット層は中小零細企業であり、2018年7月から、地方銀行や信用金庫との協業を進めながらサービスを開始している。また、「POファイナンス」は、あくまで“中小零細企業が円滑に借入できるための仕組み”、“受発注を実体化した電子記録債権をベースに、金融機関が容易に融資できる仕組み”であり、既存の電子債権記録機

関のサービスとは競合しない。そのため、中小零細企業からみて、借入手段の選択肢が増えたという見方をしてもらえればという。

同社としては、経営理念そのものといっても過言ではない「POファイナンス」を、中小零細企業、そして金融機関にとって、負担のない楽でユニークなサービスにするために邁進している。

3. おわりに

本稿で紹介した事例は、電子記録債権を活用して中小企業の資金繰り改善を支援するサービスである。そのほか、中小企業の資金繰り改善を支援するサービスとしては、中小企業の資金繰りを“見える化”することで、人工知能を活用しながら資金繰り予想を作って先行管理し、そこから浮かび上がる経営課題と目標を金融機関と企業が共有していく「B／S改善・AI資金シミュレーションICAROS-V」も提供されている^(注7)。

「フィンテック」の分野では、個人向けサービスだけではなく中小企業向けサービスにおいても、財務会計に着目したクラウド会計サービスに加えて、さまざまな切り口から展開するサービスが生まれてくるであろう。地元の中小企業を支える信用金庫にとっては、こうした中小企業向けフィンテックサービスの動向を情報収集しながら、それぞれの経営戦略上、こうしたサービスにどのように向き合っていくのかを具体的に検討していくステップに来ているといえよう。

〈参考文献〉

- ・(一社)全国銀行協会 (2018年3月22日)「全国手形交換高・不渡り手形実数・取引停止処分数調」
- ・(株)全銀電子債権ネットワーク (2018年3月15日)「でんさいネット請求等取扱高 (平成30年2月分)」
- ・(株)東京商工リサーチ (2017年2月22日)「2016年「手形・でんさい」動向調査」

(注)7. 詳しくは、産業企業情報29-18『中小企業の経営改善のための資金繰り支援への挑戦－AI (人工知能) を取り入れながら地域金融機関向けへ展開－』を参照願いたい。